

ウクライナ復興インフラ開発庁と 復興まちづくりの推進及び協力関係の継続に係る覚書を交換

令和6年2月19日（月）、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」）は、ウクライナ復興インフラ開発庁（State Agency for Restoration and Development of Infrastructure。以下「ウクライナ復興庁」）と、「ウクライナの復興まちづくりの推進及び協力関係の継続に係る覚書（Memorandum of Cooperation）」を交換しました。

覚書は、同日に東京で開催された「日・ウクライナ経済復興推進会議」において、岸田首相やウクライナのシュミハリ首相をはじめとする両国の政府関係者や民間企業の方々の立ち会いのもと披露されました。

UR都市機構は、東日本大震災からの復興まちづくり等に関する知見の提供などを通じ、ウクライナの復興に向けた取り組みへ協力してまいります。



写真提供：経団連

覚書披露式の様子

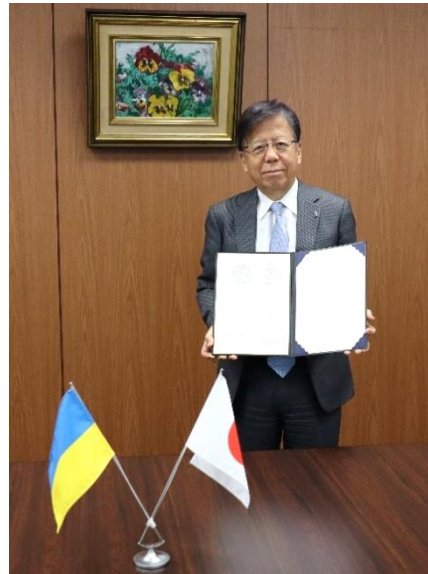
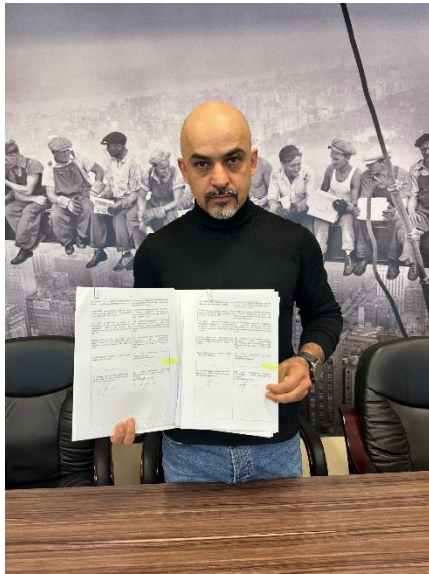
（左側：アンナ・ユルチェンコウクライナ地方・国土・インフラ発展省次官、
中央：左からデニス・シュミハリ首相、岸田首相、右側中央：UR都市機構中島理事長）

1. 署名者： ウクライナ復興庁 長官 Mustafa-Masi NAYYEM
UR 都市機構 理事長 中島 正弘

2. 協力内容：

- 復興まちづくりに関する復興政策や計画策定等の情報交換
- 東日本大震災等の被災から学んだ知見の共有
- 復興まちづくりに関連する出版物その他文書の共有 等

3. 協力期間：1年間



覚書署名時の様子

(左からウクライナ復興庁:ムスタファ・マシ・ナイエム長官、UR 都市機構:中島理事長、)

■覚書交換の背景

ウクライナ復興庁は、ウクライナの戦災復興を主導的に進めるため、ウクライナ地方・国土・インフラ発展省の下部機関として2023年1月に設立された組織です。

「日・ウクライナ経済復興推進会議」では、ウクライナの復旧・復興にかかる協力関係を構築し継続的な協力を進めるため、両国の政府機関や民間企業の間で56件の覚書が交換されました。国土交通省及び同省所管独立行政法人では、国土交通省がウクライナ地方・国土・インフラ発展省と、独立行政法人水資源機構とUR都市機構がウクライナ復興庁と覚書を交換しました。

国土交通省発表資料：

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo07_hh_000703.html

独立行政法人水資源機構発表資料：

https://www.water.go.jp/honsya/honsya/kisya/pdf/2024/02/20240222_honsya.pdf

■UR 都市機構の海外展開支援業務について

新興国を中心とした世界の旺盛なインフラ需要を取り込むことは我が国の成長戦略の重要な柱であり、日本企業の海外展開を強力に推進するため、海外インフラ展開法（海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律）が平成 30 年 8 月 31 日に施行されました。

これに伴い UR 都市機構は、海外の都市開発等において、都市マスタープランの策定支援や技術支援、海外パートナーと日本企業との調整等を通じて日本企業が参入しやすい環境の整備を進めています。

【報道機関お問い合わせ先】

UR 都市機構 本社 海外展開支援部 事業企画課 中村・安藤 （電話）045-650-0170
総務部 広報室 広報課 古檜山・大西（電話）045-650-0887

UR 都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・暮らしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>



UR 都市機構



UR 都市機構は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。